

平成29年度 北町工業団地分譲要領

【申込・担当】

〒059-1595

北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町まちづくり推進課まちづくり推進G

TEL : 0145-22-2514

FAX : 0145-22-3006

E-mail : k-yuuchi@town.abira.lg.jp

URL : <http://www.town.abira.lg.jp/>

北町工業団地分譲要領

平成 12 年度から分譲事業を進めて参りました安平町北町工業団地の分譲地につきまして下記の要領で分譲販売いたします。

1. 分譲地

北海道勇払郡安平町北町

2. 分譲地の用途区分

準工業地域

3. 北町工業団地の概要

別紙のとおり

4. 分譲価格

(1) 通常価格 7,000 円

(2) キャンペーン価格

その1 日本ハムファイターズ応援大使就任記念分譲地減額キャンペーン

※平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間をキャンペーン期間として通常に分譲価格より減額して販売いたします。

内容は以下のとおりとなっております。

① 66 円/㎡

その2 特別分譲キャンペーン

※平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間をキャンペーン期間として通常に分譲価格より減額して販売いたします。

内容は以下のとおりとなっております。

① 1,000 ㎡未満の土地を購入する場合 3,200 円/㎡

② 1,000 ㎡以上の土地を購入する場合 2,500 円/㎡

③ 3,000 ㎡以上の土地を購入する場合 1,500 円/㎡

なお、下記の「5 資格条件」により、キャンペーン価格その1・その2のどちらも該当する場合はキャンペーン価格その1が摘要されます。

5 資格条件

(1) 北町工業団地の土地を取得しようとするもので、キャンペーン価格その1にあっては町内に拠点を持たない町外企業等を対象とする。

(2) キャンペーン価格その1は、土地の取得の日から2年以内に自らが使用する建築物等の建設に着手し、4年以内に営業を開始するもの。

キャンペーン価格その2は、土地の取得の日から3年以内に自らが使用する建築物等の建設に着手し、5年以内に営業を開始するもの。

- (3) 事業計画及び資金計画が適切であり、分譲代金を確実に納入出来るもの。
- (4) 事業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害が発生しないように適切な処置を施し十分な公害防止施設を完備するもの
- (5) 税金を完納しているもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に該当しない人

※ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例の施行を踏まえ、平成23年4月1日より売買契約書の等に暴力団排除条項を導入し販売を開始することとしました。

お客様が、お申込時に、反社会勢力でないことについてなど表明・確約をお願いいたします。確約いただけない場合は申込みをお断りいたします。

暴力団排除事項とは、お客様が暴力団等反社会勢力であることが判明などした場合に、安平町の判断により契約を解除させていただくことを定めた条項であります。

反社会勢力の排除は社会的な要請でもありお客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

6 分譲条件

- (1) 土地売買契約の締結の日から10年間は転売、貸し付け等を禁止します。(相続は除く)
- (2) 譲受人が契約条項に違反した場合は契約を解除します。
- (3) 所有権移転の登記は、分譲代金完納後、安平町が30日以内に所有権移転登記を行う。
- (4) 所有権移転登記に係る費用(登録免許税)は譲受人の負担とする。
- (5) 地域から公害防止協定の締結を求められた場合、当事者間で協議の上、町立ち会いのもと公害防止協定を締結すること。
- (6) 関係法令を遵守するとともに、環境保全に努めること。

7 優遇措置

- (1) 安平町企業立地促進条例に伴う課税免除措置(対象要件があります)

8. 問い合わせ及び申し込み場所

- (1) 申し込みは安平町まちづくり推進課まちづくり推進G(企業誘致担当)で受付しています。
- (2) 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、祝祭日は除きません。

9. 申し込み時に提出を求める書類等

- (1) 安平町北町工業団地分譲申込書
- (2) 会社の定款
- (3) 法人の登記簿謄本
- (4) 印鑑証明書(社印)
- (5) 最近2年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属証明書、個人営業にあつては、所得税の確定申告書の写し)

- (6)最近1年間の法人税(国税)の納税証明書(税額用)、安平町内に事業所がある場合は、法人町民税(町税)の納税証明書(個人営業にあたっては、所得税の納税証明書)
- (7)工場配置計画図(工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図)
- (8)工場等立地確約書
- (9)会社概要(会社案内、製品カタログ等)
- (10)反社会勢力でないことの表明及び確約に関する同意書
- (11)その他必要書類等

10. 申込保証金及び手付金

- (1)申し込みと同時に申込保証金として契約金額の10%を納めていただきます。申込保証金については土地代金の一部として振替充当するものとします。(利息は支払いません。)ただし、次に該当する場合の申込保証金は町に帰属いたします。
 - ①不正な申し込みをしたと認められる場合
 - ②町が指定した期日までに土地売買契約を締結しない場合
- (2)申込保証金は申込と同時に納めていただきます。

11. 売買契約

- (1)分譲決定の日から30日以内に売買契約を締結していただきます。
- (2)契約書の印紙は譲受人の負担となります。

12. 分譲代金の支払い

- (1)売買契約と同時に分譲代金を全額納入いただきます。

なお、特別の事情により全額納入できない場合は、キャンペーン価格その2に限り、売買契約を締結した日が属する年度の3月31日までの延納を認めますが、契約時に土地代金の20%から申込金10%を差し引いた額を手付金として納入していただき、残金については契約の日から納入の日までの期間に応じ分譲代金の残金に利息年14.6%(契約締結日の翌日から1カ月を経過するまでの割合については特例基準割合になります。)を加算し納入していただきます。

13. 土地等買戻しの特約

- (1)譲受者は前記条件に違反した場合、または契約締結日からキャンペーン価格その1が摘要された場合は4年以内、キャンペーン価格その2が摘要された場合にあつては、5年以内に譲受者から契約解除の申し出があつたとき、町は土地売買契約を解除し、譲渡価格で買戻しいたします。
- (2)前記(1)により契約を解除し、買戻しをした場合、土地譲渡代金の20%に相当する違約金を町に支払っていただきます。工場等の建設その他の使用に際し、工事に着工した場合は町が指定する期日までに土地を契約時の状態に戻さなければなりません。なお、町の指定する期日までに履行しないときは町が代わって行い、その費用は全額譲受者の負担となります。
- (3)その他条項に違反した場合は前2項を準用します。

14. その他

- (1) 上記の分譲要領で判断できない特殊な事例が発生した場合は、安平町議会の協議意向を踏まえ分譲することになります。
- (2) 土地の買戻し特約登記の抹消登記に係る印紙は譲受人の負担となります。